

名寄市開業医誘致制度のご案内

名寄市内に新たに診療所を開設する開業医（医師又は医療法人）に対し診療所開設に要する経費の一部を助成します。名寄市の開業医不足改善にぜひご協力をお願いします！

I. 対象となる方（下記の①～③の全てに該当すること）

- ①市内に居住し、地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする方
- ②診療所を継続して10年以上開業する見込みがある方
- ③市長が認める診療科（内科）の診療が可能な方



II. 助成金 開業に必要な土地・建物・医療機器等の取得に最大で5,350万円を助成します！！

区分	助成の対象	助成率・期間等	限度額
土地及び建物等 取得費助成金	土地、建物及び医療機器等の取得に対する助成 (中古建物を取得した際の改修工事を含む)	取得価格の50/100	一括取得する場合 5,000万円 いずれかを 取得する場合 ・土地 500万円 ・建物 3,500万円 ・医療機器等 1,000万円
	市内業者による施工加算 (中古建物の改修工事を含む)	取得価格の5/100	350万円
土地及び建物等 賃借料助成金	土地、建物及び医療機器等の賃借に対する助成	年額賃借料の50/100 開設した翌月から5年間	一括賃借する場合 600万円/年額 いずれかを賃借する場合(年額) ・土地 60万円 ・建物 420万円 ・医療機器等 120万円
人材確保対策 助成金	診療所の開設にあたり、新たに雇用された者の人数に応じ開業医へ助成	開設の日から2年を経過する日までの間で、1年以上常時雇用されている者	同一人につき1回限り 50万円 ※日々雇用契約が締結されている雇用者は除く

○制度に関するご相談・お問い合わせはこちらまで！！

名寄市健康福祉部 保健センター
〒096-0032 北海道名寄市西2条北5丁目
TEL 01654-2-1486
FAX 01654-2-7267
E-mail: ny-hokencen@city.nayoro.lg.jp



開業医誘致 美深町での開業を募集しています。

◆補助対象者

町内に居住し、地域医療への関心が高く積極的に医療活動を行おうとする方。
町内で新たに開設する診療所において、継続して10年以上診療を行う方。

◆補助金の種類

取得費補助金	土地・建物・医療機器等の取得に、最大8,500万円の補助
賃借料補助金	土地・建物・医療機器等の賃借に、補助期間 5年以内
人材確保対策補助金	1人につき100～150万円 補助期間2年以内
経営安定化支援補助金	年額500万円 補助期間3年以内

<制度に関するご相談・お問合せはこちらまで！> 美深町役場 保健福祉課

電話01656-2-1685 FAX01656-2-1626 E-mail:b-hoken@town.bifuka.hokkaido.jp
〒098-2252 北海道中川郡美深町字西町18番地

